

3 年金制度体系について

① 社会保険方式か税方式か

- 税財源で年金を給付する(税方式)場合は、給付の性格が変わる(保険料拠出実績を根拠として受給権が生じる仕組みから、各種手当制度のように無拠出制の給付に変わる)
- 社会保険の利点を活かしながら、税財源を組み合わせることで安定的に制度を運営することが適切

《租税と社会保険料の性格の違い》

○租税・「社会共通の費用を賄う」ための負担であり、ある個人が税を納付することと便益を受けることについて結びつきのない負担

- ・負担の有無を要件とすることなく給付が行われる
- ・このような性格の税金で年金を給付する場合、所得の少ない者のみが給付対象となるなど、国民一般を通じた普遍的な保障となりにくい

○社会保険料・「あらかじめ保険料を納め、その義務を果たしたものに給付を行う」ことを前提とした負担

- ・保険料納付を行わないものには給付は行われない
- ・個々人の保険料の納付実績が記録され、リスクが実際に生じたときにこの記録が根拠となり反対給付が行われるので、国民一般を広くカバーできる

《公的年金制度の財源の基本的な考え方》

- 社会保険料を基本としつつ、保険料拠出を支援する国庫負担を組み合わせる。
- 保険料負担の困難な無所得、低所得の者も制度に適用し、適正な手続の下に保険料納付を免除し国庫負担分に相当する給付については保障する仕組み

②所得比例年金への一本化と税財源による補足給付の組合せについて

- 平成16年の改革でこの体系を採用することについては困難な点、議論を要すべき点が存在。
- 長期的な制度の在り方としては十分に議論すべき問題。

○基礎年金には、相対的に低所得者に手厚い給付を保障する機能(再分配機能)がある。
→所得比例年金一本に切り替えた場合、相対的に低所得者に手厚い給付を行う仕組みとなっている定額の給付がなくなる。

○自営業者では、課税所得のある者は2割程度。(サラリーマンについては、給与の全額を対象に保険料を賦課)

※自営業者約1,000万人に対し事業所得税申告者は200万人程度

○公平な保険料賦課ベースとなる所得の把握が十分ではないとの指摘。

○この体系が採用されているスウェーデンでは、年金額の高低のみで保証年金の支給が決まる。本人や配偶者の所得や資産による給付の制限は設けられていない。

○国庫負担は、年金額が低額の者に対する補足給付に集中的に充てられることとなる。

○特に賃金が低く就労期間の短い女性の年金額が大きく低下することになる。

○現状のままでは、第1号被保険者の相当数が補足給付の対象となる可能性があるが、このことは公平感を欠くことにならないか。

○我が国で同様の仕組みは受け入れられるか。

※スウェーデンでは高額年金者の夫を持つ専業主婦や、相当の資産を保有する低年金者にも保証年金を給付

○補足給付に所得・資産要件(ミーンズテスト)をかけるとすれば、相当な規模の人数に対してミーンズテストを行うこととなるが、これは可能か。

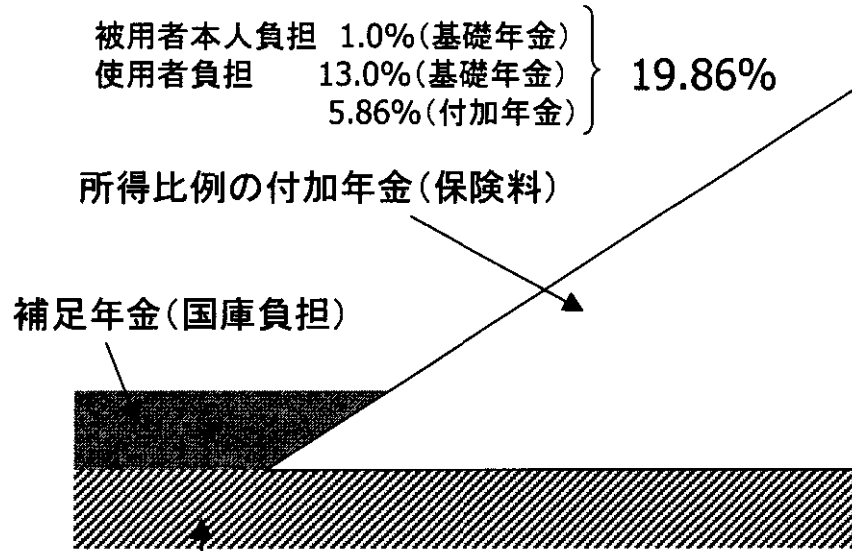
※年金受給者は約3,000万人。現在ミーンズテストを行っている生活保護の被保護者数は全体でも103万人。

○標準的なサラリーマンの年金から国庫負担分を外すと、保険料負担は変わらないのにそれだけで1~2割程度の給付の削減となる。

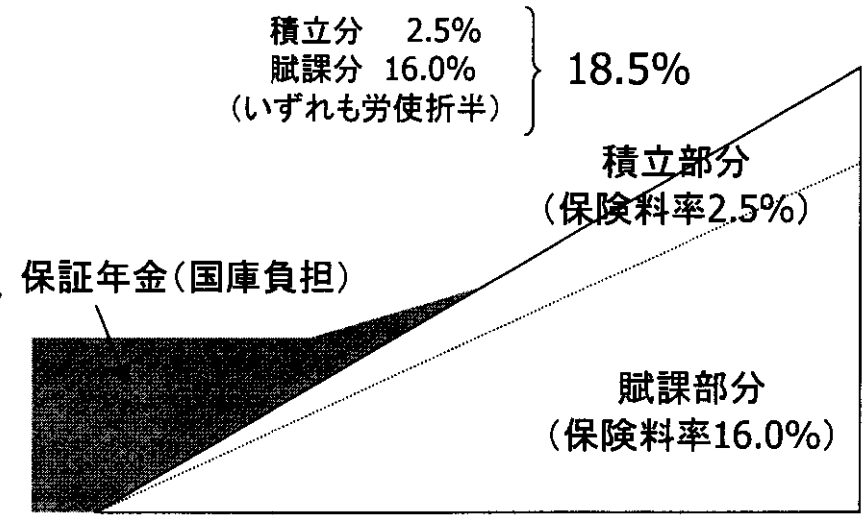
○ここを出発点として、さらに給付と負担の均衡をとるための給付の調整を行うことになる。

(参考)スウェーデンの年金改革

【旧制度】



【新制度】



〔納付した保険料と給付額が連動〕

〔18.5%は老齢年金のみの保険料率であり、別建ての遺族年金分(1.7%)、医療保険制度に吸収された障害年金分を考慮すると、年金全体の保険料率は20%程度で推移〕

《改革のポイント》

- 2階建て(税方式の基礎年金+付加年金)の体系から、一本の所得比例年金を基本として、低・無年金者に対する税財源による保証年金を組み合わせた体系に変更
- 現役時に拠出した保険料を、賃金上昇率で運用したとみなして計算上の年金原資を計算し、これを平均余命で割って年金額を求める「概念上の拠出建て」を採用(確定拠出年金制度とは異なる)
- 保険料率を年収の18.5%に固定して、その範囲内で給付を行うこととし、少子化等の社会経済の変動に応じて給付が自動的に調整される仕組み(自動均衡メカニズム)を導入